

三重県地方創生会議・SDGs部会設置要綱

(目的)

第1条 三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に向けて、SDGsを原動力とする県の地方創生の取組、SDGsの普及啓発や情報発信、民間との協創等、県内におけるSDGsに資する取組の活性化について、総合的かつ専門的な見地から意見をいただくため、三重県地方創生会議・SDGs部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会の委員は、次の事項について意見を述べるものとする。

- (1) SDGsを原動力とする、県の地方創生の取組の活性化に関すること。
- (2) 県内の企業、団体、市町、県民等のSDGsへの理解の向上、SDGsに資する取組の活性化に関すること。
- (3) その他まち・ひと・しごと創生の施策の推進に資するSDGsの取組に関すること。

(委員)

第3条 部会は、知事が選任する委員で構成する。

- 2 部会の委員の任期は、選任の日から令和6年3月31日までとする。
- 3 部会の委員の再任は妨げない。

(部会長)

第4条 部会には部会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 部会長は、部会を総理する。
- 3 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

(部会)

第5条 部会は、知事が招集する。

- 2 部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(報償費等)

第6条 県は、部会の委員に対し、報償費及び旅費を支給することができる。

- 2 部会の委員以外の者が、部会に出席した場合は、報償費及び旅費を支給することができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、戦略企画部企画課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月3日から施行する。